

お子さんとその保護者さんへ

皮膚の学校伝染病について

保育園・幼稚園・学校へ行ってもよいか？ 休まなければならないか？

1) 手足口病

手足の水ぶくれが乾いて、口内炎が治っても、便の中には原因のウイルスが長い間出てきます。トイレで用を済ませた後は手洗いをきちんとしましょう。

口内の発疹で食事がとりにくい、体がだるい、下痢、頭痛などの症状がなければ、学校を休む必要はありません。

2) 伝染性紅斑（りんご病）

顔が赤くなり、腕や腿、体に発疹が出たときには、すでにうつる力が弱まっていることから、発熱、関節痛などの症状がなく、本人の健康状態が良好であれば、学校を休む必要はありません。

また、いったん消えた発疹は日光に当たったり、興奮したり、入浴後などに再び出てくる場合がありますが、これらは再発ではありませんので心配いりません。

3) 頭虱（あたまじらみ）

互いに触れ合って遊ぶ機会の多い幼児・小児には最近ではよく発生します。発生した場合はその周囲がみんな一斉に治療を始めることが大切です。一人を出席停止にしてもすでに周りにうつっている場合もあります。

頭虱は決して不潔だから感染したものではありません。頭虱だからと差別扱いしてはいけません。治療処置を始めさえすれば、学校を休む必要はありません。

4) 伝染性軟属腫（みずいぼ）

幼児・小児によく生じ、放っておいても自然に治ってしまうこともありますが、それまでには長期間を要するため、周囲の小児に伝染することを考慮して治療します。

プールなどの肌の触れ合う場ではタオルや水着、またプールのビート板や浮き輪の共用を控えるなどの配慮が必要です。この疾患のために、学校を休む必要はありません。

5) 伝染性膿痂疹（とびひ）

水ぶくれや糜爛（びらん）から浸出液を触ったり、引っ掻いたりすると、中の細菌で次々にうつります。特に鼻の入り口には原因の細菌が沢山いるので鼻をいじらないようにしましょう。

病変が広範囲の場合や全身症状のある場合は出席停止を必要とすることがありますが、病変部を外用処置して、きちんと覆ってあれば、学校を休む必要はありません。

平成 20 年 6 月

日本臨床皮膚科医会・日本小児皮膚科学会

注：学校伝染病 第 3 種「その他の伝染病」に関する日本臨床皮膚科医会の統一見解（平成 16 年 12 月公表）は、平成 20 年 6 月、日本小児皮膚科学会との共通見解となりました。

